別添49　燃料蒸発ガスの測定方法

1.　（略）

2.　試験方法等

　燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則Ｂ」とあるのは「附則Ｃ３」と、「及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

2.1.　炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｃ３の4.7.1.にかかわらず、ＨＣ燃料ガス（40±２％水素、平衡ヘリウム又は窒素、C_1当量が１ppm未満のＨＣ、400ppm未満のCO_2）を用いることができる。

2.2.　試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂ３に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3.　一般要件

　自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の6.1.6.に定める基準に適合するものであること。

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.～2.11.　（略）

2.12.　自動車の「最外側」とは、車両中心面に平行であって、下記の突起を除く自動車の最外側に接する鉛直面をいう。この場合において、次に掲げる部分の突出は考慮しないものとする。

2.12.1.・2.12.2.　（略）

2.12.3.　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の鏡その他の装置

2.12.4.　（略）

2.13.　寸法

2.13.1.　（略）

2.13.2.　「全長」とは、以下の突起を除いた自動車の最も前方及び後方の部分の基準面への投影点の車両中心線と平行な距離をいう。

⑴　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第６項の鏡その他の装置

⑵・⑶　（略）

2.14.～2.33.　（略）

2.34.　「低速走行時照射灯」とは、保安基準第33条の３に規定する低速走行時照射灯をいい、低速での操縦を支援するための車両側方又は後方への補助的照明として使用される灯火をいう。

2.35.～2.41.　（略）

2.42.　「車両後退表示投影装置」とは、保安基準第40条の２に規定する車両後退表示投影装置をいい、後退時プロジェクションを行うために使用される装置を指す。

2.42.1.　後退時プロジェクションの「基本要素」とは、投影される後退時プロジェクションを構成する単一形状を指す。

別添49　燃料蒸発ガスの測定方法

1.　（略）

2.　試験方法等

　燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則Ｂ」とあるのは「附則Ｃ３」と、「及び別紙２（ガソリン又はＬＰＧを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

2.1.　炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｃ３の4.7.1.にかかわらず、ＨＣ燃料ガス（40±２％水素、平衡ヘリウム又は窒素、C_1当量が１ppm未満のＨＣ、400ppm未満のCO_2）を用いることができる。

2.2.　試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版の附則Ｂ３に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3.　一般要件

　自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第２改訂版補足改訂版又は協定規則第154号の6.1.6.に定める基準に適合するものであること。

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.　（略）

2.　定義

2.1.～2.11.　（略）

2.12.　自動車の「最外側」とは、車両中心面に平行であって、下記の突起を除く自動車の最外側に接する鉛直面をいう。この場合において、次に掲げる部分の突出は考慮しないものとする。

2.12.1.・2.12.2.　（略）

2.12.3.　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の鏡その他の装置

2.12.4.　（略）

2.13.　寸法

2.13.1.　（略）

2.13.2.　「全長」とは、以下の突起を除いた自動車の最も前方及び後方の部分の基準面への投影点の車両中心線と平行な距離をいう。

⑴　後写鏡、後方等確認装置及び保安基準第44条第５項の鏡その他の装置

⑵・⑶　（略）

2.14.～2.33.　（略）

2.34.　「低速走行時側方照射灯」とは、保安基準第33条の３に規定する低速走行時側方照射灯をいい、低速での操縦を支援するための車両側方への補助的照明として使用される灯火をいう。

2.35.～2.41.　（略）

（新設）

（新設）